

令和2年7月1日より、「**新型コロナウイルス感染症対応資金**」の融資限度額を 3,000万円から **4,000万円に引き上げ**、「**新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付**」（裏面記載）と併用で 6,000万円（組合は9,000万円）までの融資が可能となりました。

融資を希望される方は、「**お取引のある又は最寄りの取扱金融機関**」（裏面記載）にご相談ください。

※**4,000万円までの融資** ⇒ 「対応資金」をご利用ください。

※**4,000万円を超える融資** ⇒ 「対応資金 4,000万円」と「緊急対策貸付」を併用してください。

※特例措置③に該当する方と一般保証で融資を受ける方のみ、「緊急対策貸付」の単独利用が可能（融資限度額は6,000万円（組合9,000万円））

新型コロナウイルス感染症対応資金			
保証区分	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号
融資対象者 (注1)	原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で <b>20%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で <b>20%以上減少</b> することが見込まれる中小企業者等	原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で <b>15%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で <b>15%以上減少</b> することが見込まれる中小企業者等	指定業種(注2)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で <b>5%以上減少</b> している中小企業者等 ※時限的な運用緩和として、直近1か月の売上高等の減少と売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可
融資限度額	設備・運転資金 <b>4,000万円</b> （組合も同額）（拡充前3,000万円）		
融資期間	10年以内（うち据置期間 <b>5年</b> 以内）		
融資利率 (注3)	年0.7~1.2%	年0.7~1.2%	年0.9~1.4%
保証料率	年0.85%（注4）		
特例措置 (注5)	次の要件を満たす方は、 <b>利子及び保証料の負担が軽減</b> されます（国が負担）。		
	① 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）	・ <b>保証料負担なし</b>	
	② 中小企業者・小規模事業者で売上高等が▲15%以上	・ <b>借入後当初3年間の利子補給</b> （注6）	
③ 中小企業者・小規模事業者で売上高等が▲5%以上▲15%未満（上記①②を除く）	・ <b>保証料1/2</b>		
取扱期間	令和2年5月1日~令和2年12月31日保証申込受付分 （令和3年1月31日までに融資実行されるものに限る。）		
その他	担保：無担保 保証人：代表者は一定要件を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）		

(注1) 売上高等の減少について、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。

(注2) 指定業種については経済産業省のホームページをご覧ください。

(注3) 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。

(注4) 金融機関が経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せになります（保証料補助の対象）。

(注5) 国の利子補給制度とは別に、独自に利子補給を行っている市町村があります。詳しくは、認定申請の際に市町村にお尋ねください。

(注6) 一旦利子をお支払いいただき、事後的にキャッシュバックされる形になります。

裏面もあります。

# 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付

保証区分	セーフティネット保証 4号	危機関連保証	セーフティネット保証 5号	一般保証
融資対象者 (注1)	原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で <b>20%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等	原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で <b>15%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等	指定業種(注2)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で <b>5%以上減少</b> している中小企業者等 ※時限的な運用緩和として、直近1か月の売上高等の減少と売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可	原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で <b>3%以上減少</b> しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で3%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	運転資金 6,000万円(組合は9,000万円) ※ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金と併用する場合は、2,000万円(組合5,000万円)			
融資期間	10年以内(うち据置期間 <b>2年</b> 以内)			
融資利率 (注3)	年0.7~1.2%	年0.7~1.2%	年0.9~1.4%	年0.9~1.4%
保証料率	年0.35%	年0.35%	年0.25%	年0.45~1.9%
特例措置 (注4)	<b>保証料負担なし</b> (県が負担)			<b>保証料は一律年0.4%に軽減</b>
取扱期間	令和2年3月13日~令和2年12月31日保証申込受付分 (令和3年1月31日までに融資実行されるものに限る。)			

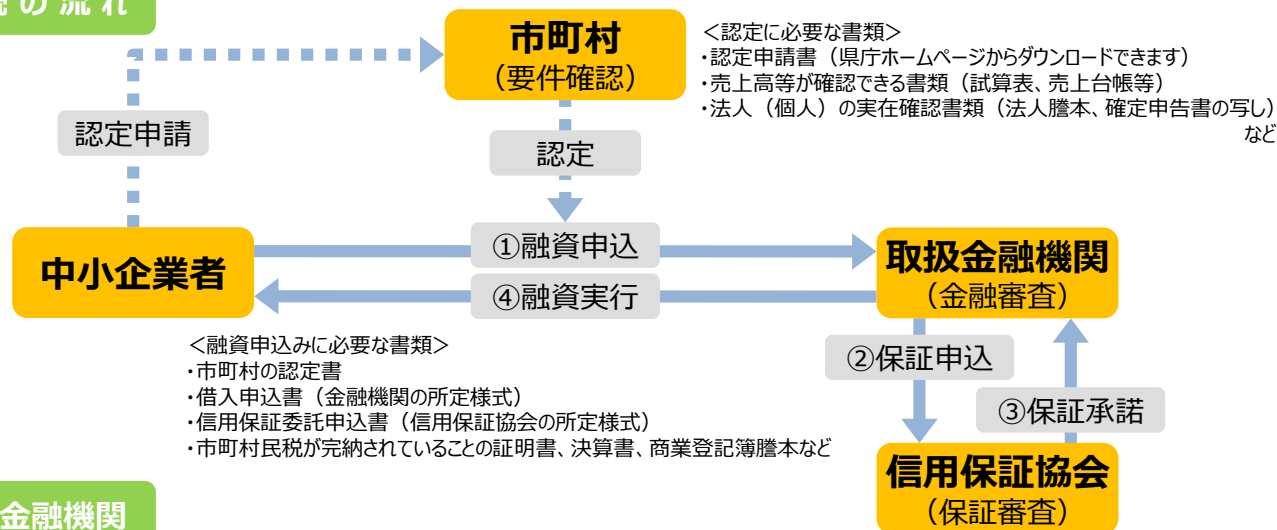
(注1) 売上高等の減少について、事業所所在の市町村による認定を受ける必要があります。

(注2) 指定業種については経済産業省のホームページをご覧ください。

(注3) 融資利率は、融資期間に応じて設定されます。

(注4) 独自に利子補給を行っている市町村があります。詳しくは、認定申請の際に市町村にお尋ねください。

## 手続の流れ



## 取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

制度についてのお問い合わせは、宮崎県 商工政策課 経営金融支援室へ ☎(0985)26-7097